

令和5年度第4回 碧南市地域自立支援協議会 次 第

日時 令和6年2月28日（水）
午前10時から午前11時30分まで
場所 へきなん福祉センターあいくる
2階 デイルーム

1 あいさつ

2 議題

- (1) へきなん障害者ハーモニープランの進捗状況について

- (2) 次期へきなん障害者ハーモニープランの計画案について

- (3) 各作業部会の取組状況について

3 その他

【令和6年度の日程】

- ・第1回：令和6年 6月25日（火）午前10時から
へきなん福祉センターあいくる 2階 デイルーム
- ・第2回：令和6年10月25日（金）午前10時から
へきなん福祉センターあいくる 2階 デイルーム
- ・第3回：令和7年 3月 7日（金）午前10時から
へきなん福祉センターあいくる 2階 デイルーム

○碧南市地域自立支援協議会設置規程

平成19年7月2日

公告第131号

改正 平成21年2月17日公告第21号

平成23年12月26日公告第269号

平成25年4月1日公告第34号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づいて、障害者等への支援の体制の整備を図るため、碧南市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立性及び公平性の確保に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (4) 障害者の就労支援に関すること。
- (5) その他障害者施策の策定及び推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。

2 会長は、市長が任命する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(作業部会)

第6条 協議会に困難事例、就労支援等について具体的な検討を行うため、作業部会を置く。

2 作業部会は、協議会の委員及び委員の属する団体の担当者をもって構成する。

3 作業部会は、必要に応じて、会長が招集する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉こども部福祉課において処理する。

附 則

この規程は、平成19年7月2日から施行する。

附 則（平成21年2月17日公告第21号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月26日公告第269号）

この規程は、平成23年12月26日から施行し、同年10月1日から適用する。ただし、第3条、第6条、第8条及び第10条の規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日公告第34号抄）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

へきなん障害者ハーモニープラン

第3期碧南市障害者計画（令和3年度～令和8年度）

第6期碧南市障害福祉計画（令和3年度～令和5年度）

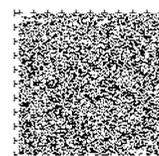
第2期碧南市障害児福祉計画（令和3年度～令和5年度）

～互いに尊重し だれもが支えあうまち へきなん～



【音声コード（ユニボイス）について】

この概要版には、「音声コード（ユニボイス）」を各ページに貼付しています。携帯電話やスマートフォンで無償専用アプリをダウンロードすることで、スマートフォン等をかざせば自動で文章を読み上げてくれます。



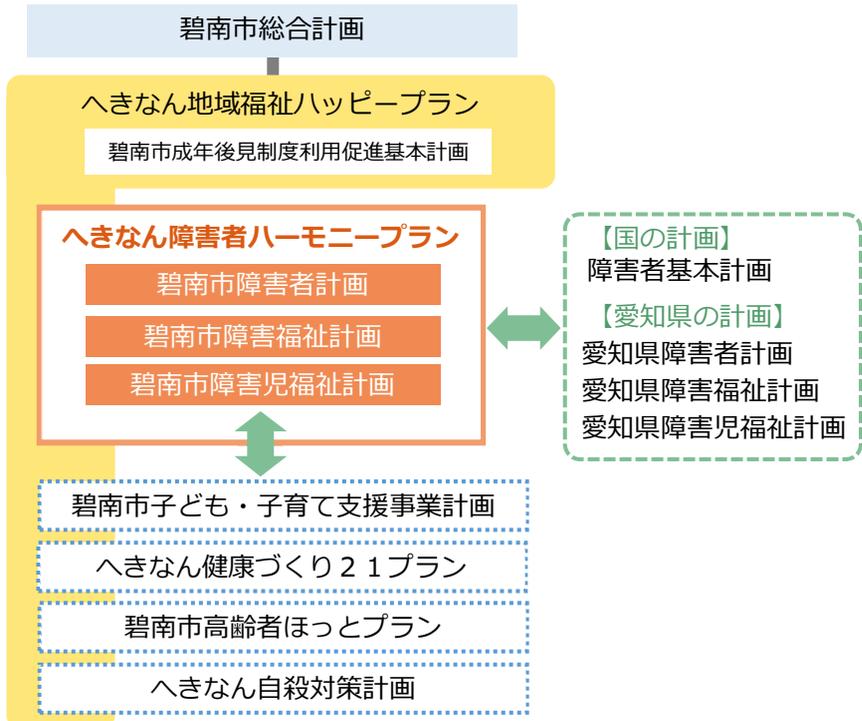
計画策定の趣旨

〔障害者の権利に関する条約〕への批准や国内法の整備、福祉ニーズの多様化・複雑化、福祉分野の担い手の不足、地域共生社会の実現など、様々な社会状況の変化や、本市の障害者を取り巻く状況を踏まえ〔へきなん障害者ハーモニープラン〕を策定します。

計画の位置づけ

〔へきなん障害者ハーモニープラン〕は、障害者のための施策に関する基本的な事項を定めた〔障害者計画〕、障害福祉サービス等の見込量及び確保の方策を定めた〔障害福祉計画〕〔障害児福祉計画〕を一体的に策定するものです。上位計画である〔碧南市総合計画〕や〔へきなん地域福祉ハッピープラン（碧南市地域福祉計画）〕をはじめ、市の関連計画や国、県の計画との整合を図ります。

■本計画と他の計画の関係性

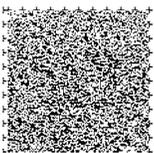


計画の期間

本計画は、〔碧南市障害者計画〕の計画期間を6年、〔碧南市障害福祉計画〕〔碧南市障害児福祉計画〕の計画期間を3年とします。

■計画期間

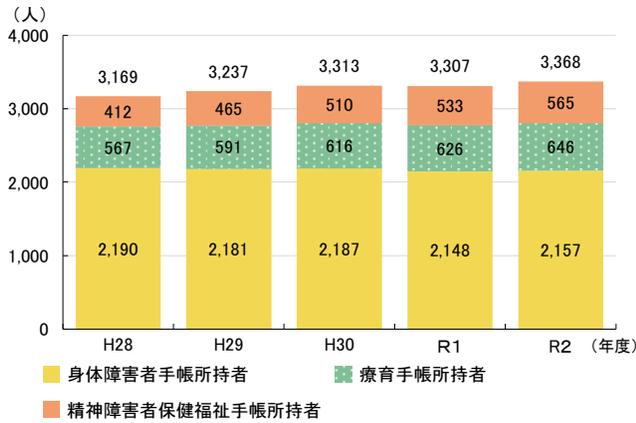
	(年度)					
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
碧南市障害者計画	第3期					
碧南市障害福祉計画	第6期					
碧南市障害児福祉計画	第2期					



障害者を取り巻く現状

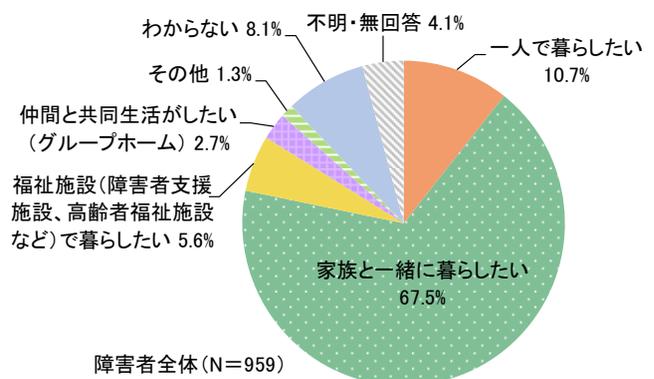
障害者手帳所持者数は、全体で増加しています。特に、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向となっています。

■障害者手帳所持者数の推移



今後の暮らしの意向について、障害者全体で「家族と一緒に暮らしたい」が最も高くなっています。

■今後の暮らしの意向



障害者福祉施策で重点的に取り組んでほしいことは、「災害時の支援」「障害のある人が働ける企業を増やす」「経済的な援助の充実」が高くなっています。

順位	障害者				障害児
	身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳所持者	手帳所持なし	
1	災害時の支援	障害のある人が働ける企業を増やす	経済的な援助の充実	経済的な援助の充実	障害のある人が働ける企業を増やす
2	毎日の生活を手助けするサービスの充実	グループホームの整備	障害のある人が働ける企業を増やす	相談しやすい窓口の設置	就労を促進する訓練や支援の充実
3	経済的な援助の充実	障害に対する理解の促進 入所施設やショートステイの整備	障害に対する理解の促進	毎日の生活を手助けするサービスの充実	障害に対する理解の促進

基本理念

障害の有無に関わらず、相互に個性や人格を尊重し合い、必要な支援を受けながら、様々な社会参加が可能となる共生社会の実現を目指し、以下を基本理念とします。

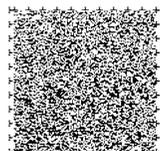
互いに尊重し だれもが支えあうまち へきなん

基本的原則

1
基本的人権の
享有と個人と
しての尊重

2
共生社会の
実現

3
差別の禁止



施策の展開

基本目標 1

生活支援

障害者が地域で必要な支援を受けながら生活できるよう、相談支援体制の強化や、多様なサービスの提供、社会参加やコミュニケーションを支援する情報のバリアフリー化等を進めます。

1 相談支援の充実

身近な相談窓口体制の整備／相談支援体制の強化／地域自立支援協議会の充実

2 地域生活を支援するサービスの提供

障害福祉サービス等の充実／福祉人材の確保・養成と資質の向上／障害者支援施設等からの地域生活への移行支援／地域生活支援拠点等の強化

3 情報バリアフリー、意思疎通支援の推進

意思疎通支援の充実／誰もが使いやすい情報の提供



基本目標 2

保育・教育

健診等を通じた障害等の早期発見と適切な療育、子どもの特性や個性にあった保育環境の整備、インクルーシブ教育に基づいた特別支援教育の推進等を行います。

1 障害等の早期発見と障害児支援の推進

各種健診や相談の実施／障害児支援体制の構築／障害児通所支援事業等の実施／医療的ケア児、重症心身障害児への支援体制の確保・充実／児童発達支援センターの確保・充実／保護者支援の充実／障害児を取り巻く環境課題の検討

2 特別支援教育の推進

共生教育の実施／個別の指導計画等の作成／教育・福祉の連携体制の構築／就学・教育相談の充実／特別支援教育を担う人材の確保・育成



基本目標 3

保健・医療

障害や疾病の予防や重症化の防止を図る施策や、障害者でも安心してかかれる医療体制の整備、難病患者や精神障害者への支援等を行います。

1 障害等の早期発見及び医療体制の充実

各種健診や相談の実施／保健・医療機関との連携／歯科診療の充実／手当・医療費助成等による医療提供の推進

2 精神保健福祉施策の推進

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築／長期入院者等の地域生活への移行支援／居場所づくりの支援／当事者活動、家族会活動等の推進



基本目標 4

文化・芸術、スポーツ

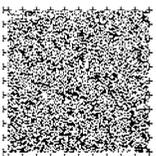
障害者の社会参加や生きがいづくりにつながる、文化・芸術活動やスポーツへの参加機会の確保や障害の有無に関わらず受けられる生涯学習の環境づくりを進めます。

1 活動の推進

スポーツ活動の支援／文化芸術活動の支援／講座等の実施／指導者・ボランティアの確保・育成

2 環境の充実

施設のバリアフリー化／文化芸術活動等に関する情報提供／講座等への参加の支援／図書館の利便性の向上



基本目標5

雇用・就労

市内の企業や就労支援機関と連携し、一人ひとりの障害特性や個性を踏まえた、障害者の雇用の場の確保と、多様な働き方の拡充や支援を行います。

1 就労機会の拡大

企業での障害者雇用の促進／就労支援サービス事業所の充実／就労に向けた相談等支援の実施

2 多様な就労環境の整備

市役所での障害者雇用の促進／農福連携の推進／多様な就業機会の確保／物品購入の促進



基本目標6

生活環境

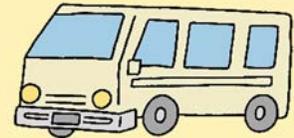
障害者の地域での生活や社会参加を支援するため、施設・道路等の環境整備や、外出・移動の支援、住環境の整備等を進めます。

1 ひとにやさしいまちづくり

公共施設等のバリアフリー化の推進／道路改良の推進／公共交通機関の利便性の向上／移動に対する支援の実施

2 住環境の整備

グループホームの整備／住宅改善への支援／住宅の確保・整備



基本目標7

防災・防犯

地域や関係者等と連携し、災害時の障害者への避難等の支援体制づくりや、防犯体制の強化を図ります。

1 地域の防災対策の充実

避難行動要支援者台帳の整備と活用促進／当事者参加の防災訓練の実施

2 防災・防犯体制の強化

避難所の福祉的整備／災害時に向けた福祉事業所等の体制整備／緊急時の情報提供体制の整備／防犯体制の充実



基本目標8

障害理解、権利擁護

障害への正しい理解を促すため、地域や学校での広報・啓発や、交流を推進します。また、障害者の権利を擁護する成年後見制度や虐待防止の取り組みを進めます。

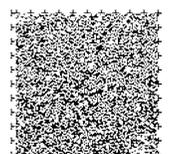


1 障害理解の促進と差別解消の推進

福祉教育の推進／交流教育・保育の推進／地域における障害理解の促進／差別解消、障害理解の促進に関する広報・啓発／当事者団体、ボランティア、NPO団体等の活動支援

2 虐待防止・権利擁護の推進

権利擁護に関する意識啓発／権利擁護に関する支援体制の充実／成年後見制度等の利用促進



第6章

計画の推進体制

1 計画の推進体制

本計画が障害者やその家族にとって意義のあるものとなるよう、施策の推進に当たっては当事者の視点に立ち、支援等を行います。

また、様々な障害福祉施策を総合的に推進できるよう、庁内の関係各課や、地域、当事者団体、事業所等の関係機関と連携し、事業を展開します。専門的な知識を必要とする事例や、広域的な対応が求められる場合は、近隣自治体や県との情報交換及び連携を行い、対応を図ります。

さらに、各施策を円滑に進めていくには市民や地域の障害に対する適切な理解が不可欠であるため、広報へきなんやホームページをはじめ、多様な手段で広報・啓発を行います。

2 計画の進捗管理

本計画を着実に推進するため、“PDCAサイクル”（計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Act））に基づき、進捗管理を行います。本計画の成果目標について、毎年度実績を把握し、福祉施策や関連施策の動きも含めて中間評価、分析を行います。その結果に基づき、必要に応じて本計画の変更や事業の見直しを行うこととします。

なお、本計画の達成状況の点検及び評価については、地域自立支援協議会が中心となり、役割を担います。

障害者計画記載内容		関係課	令和5年度の状況		今後の方針	
			評価	具体的な状況		
1-1 相談支援の充実						
1-1-1	身近な相談窓口体制の整備	基幹相談支援センターや相談支援事業所等により、全障害に対応した総合的で専門的な相談支援を行います。	福祉課	○	碧南市障害者相談支援事業や相談支援事業所との連携により、全障害に対応した総合した相談支援を行うとともに、基幹相談支援センターを中心とした他機関等との連携、障害特性に対する専門的な相談対応などを行っている。	引き続き、基幹相談支援センター等関係機関との連携を図り、相談対応の充実を図る。
1-1-2	相談支援体制の強化	市内の相談支援事業者に対し、同行訪問やケース会議等による専門的な指導や、相談機関間の連携強化を図り、地域の相談支援体制の強化を図ります。	福祉課	○	基幹相談支援センターを中心として各関係機関との連携や、困難ケース等に対する専門的な相談対応を行っている。また、相談支援事業所情報交流会や個別のケース会議などの機会を用いて、地域課題の把握に努めている。	引き続き、基幹相談支援センター等関係機関との連携を図り、相談対応の充実を図る。
1-1-3	地域自立支援協議会の充実	基幹相談支援センターにより地域自立支援協議会の作業部会の運営を行い、地域の課題について協議を進めます。	福祉課	○	基幹相談支援センターにより地域自立支援協議会の作業部会の運営を行うことで、地域内の関係機関の核となり、諸課題の協議の場の充実を図っている。	引き続き、基幹相談支援センター等関係機関との連携を図り、諸課題に対する協議を実施する。

障害者計画記載内容			関係課	令和5年度の状況		今後の方針
				評価	具体的な状況	
1-2 地域生活を支援するサービスの提供						
1-2-1	障害福祉サービス等の充実	障害福祉サービスや地域生活支援事業などのサービスが、必要とする人に適切に提供されるよう、事業所に対し実地指導や第三者評価の推進を行いサービスの質の向上を図るとともに、障害福祉サービス事業所の整備についての補助事業を活用した新規事業者の参入促進を図る等、提供体制の充実を図ります。 また、障害者の高齢化に向けた共生型サービスの充実など、地域で必要となるサービス提供体制の充実について検討等を行います。	福祉課	○	障害福祉サービス等利用計画を精査し適切なサービス提供を確認するとともに、障害福祉サービス事業所への制度に関する問い合わせ対応や実地指導を行った。 また、障害福祉施設の開設等経費の補助事業を実施しているが、令和5年度は1件申請があり、交付決定を行った。	引き続き、適切なサービス提供がなされるよう個別ケースを通じた対応を行う他、事業所への実施指導等を行い、サービス利用体制の充実を図る。 また、地域で必要となるサービス提供体制の充実のため補助事業の活用を図る。
			高齢介護課	○	新規の地域密着型サービスの指定において共生型サービスの指定はなかった。	
1-2-2	福祉人材の確保・養成と資質の向上	地域のニーズに応じた専門的な人材育成や確保のため、基幹相談支援センターでの研修や、多職種間の連携、職場の改善等を進めます。	福祉課	○	基幹相談支援センターを中心に、支援者の支援力の充実や専門的な人材育成に資するため、研修を実施した。	引き続き、基幹相談支援センターを中心に、関係機関との連携を図り、専門的な人材の確保・育成を図る。
1-2-3	障害者支援施設等からの地域生活への移行支援	地域相談支援事業や共同生活援助事業等の活用により、施設入所者を希望に応じて地域で生活できるよう支援します。	福祉課	○	障害福祉サービス等利用計画を精査し適切なサービス提供を確認しており、施設入所者から他のグループホームへの移行など、必要に応じて居住環境が提供されるための対応や支援を行っている。	引き続き、適切なサービス提供がなされるよう個別ケースを通じた対応を行う。
1-2-4	地域生活支援拠点等の強化	地域の障害者の安心・安全のため、地域生活支援拠点等の強化や定期的な運用状況の検証を行います。	福祉課	○	市内障害福祉サービス事業所によって構成される事業所部会において、碧南市の地域生活支援拠点等の実情を確認した。	引き続き、地域生活支援拠点の評価を行い、各作業部会等関係機関との連携などを通じて機能の充実を図る。

障害者計画記載内容		関係課	令和5年度の状況		今後の方針	
			評価	具体的な状況		
1-3 情報バリアフリー、意思疎通支援の推進						
1-3-1	意思疎通支援の充実	研修や講座の実施等により、手話通訳者、要約筆記者、点訳等、各種奉仕員等の確保・育成を行い、視覚障害者や聴覚障害者のコミュニケーションを支援します。また、手話言語条例を制定し聴覚障害の有無に関わらず意思疎通を図ることができる社会を目指します。	福祉課	○	手話通訳者等の設置事業や派遣事業を行い、コミュニケーションの支援を行うとともに、社会福祉協議会への委託事業や、高浜市との共同開催による委託事業として、手話通訳者の育成のための研修講座を実施した。 また、令和4年4月1日に手話言語条例を施行し、啓発に努めた。	引き続き、コミュニケーション支援事業や各種研修事業の実施を行うとともに、手話言語条例に基づき啓発等事業の推進を図る。
1-3-2	誰もが使いやすい情報の提供	必要な人に必要な情報が届くよう、障害の特性や年齢等を考慮し、ホームページ等のユニバーサルデザイン化を推進するとともに、広報などの紙媒体、音声ガイドなど、多様な手段による情報提供を行います。 特に市民生活や福祉事業所の運営に重大な影響を及ぼす災害や感染症などが発生した場合には、国や県、保健所等と連携し、必要な情報を確かつ速やかに提供します。	福祉課	○	左記事業を始めとした情報提供に努めている。障害の特性や年齢を考慮し、文書は平易な内容で記載し文字サイズに配慮する等を行っている。	引き続き、現行事業については実施するとともに、新たな情報提供が必要な事案については都度検討を行い、適切に対応する。
			経営企画課	○	ホームページは平成31年のリニューアルに合わせて、高齢者や障害者など心身の機能に制約のある人など、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できる状態の維持に努めている（日本産業規格JIS X 8341-3:2016の適合レベルAA）。 ホームページの充実を基に、広報紙での市政情報の発信に加え、幅広い世代で利用されているLINEでも情報発信を行っている。	引き続き、ホームページは誰もが利用しやすい状態を継続していく。インターネットを介した情報提供の多様化が進んでいるが、使いこなせる人と不慣れな人で情報格差を招かないようにするため、引き続き複数の情報提供手段を確保していく。

障害者計画記載内容		関係課	令和5年度の状況		今後の方針
			評価	具体的な状況	
2-1 障害等の早期発見と障害児支援の推進					
2-1-1	各種健診や相談の実施	乳幼児健診や健診後の相談、教室等を実施し、必要に応じて早期に療育へとつなげます。	福祉課	○ 子どもの発達が気になる保護者に対し、心理士、言語聴覚士、作業療法士の発達相談を実施し、子どもと保護者への支援の充実と保健センターや各園、学校等の関係機関との連携を図った。発達が気になる子に対し、早期療育親子支援事業を実施し、必要に応じ、にじの学園へとつなげた。	引き続き、障害児の関係機関の連携と相談支援体制の充実を図る。また、発達相談と早期療育支援事業を継続していく。
			こども課	○ こども課窓口、保育園等において、保護者からの相談を随時受け付けており、状況に応じ発達支援係等関係機関につなげる。	引き続き相談を受け付け、個々の状況に対応していく。
			健康課	○ 乳幼児健康診査の実施および健診後の電話、訪問等による相談や教室を実施。必要に応じて福祉課、こども課等と連携を図り、相談事業等の早期療育へとつなげた。	引き続き、乳幼児健康診査、健診後の相談や教室の実施および関係機関との連携し、早期に療育へとつなげる。

障害者計画記載内容		関係課	令和5年度の状況		今後の方針	
			評価	具体的な状況		
2-1-2	障害児支援体制の構築	乳幼児健診、保育所や幼稚園、学校等と連携し、障害児や発達のグレーゾーンの児童や保護者に対し、一貫した支援を行います。	福祉課	○	障害児相談支援事業や児童発達支援ネットワーク事業等の実施により適切な障害児通所支援の利用を推進し、また保健センター等における乳幼児健康診査やにじの学園、各こども園等と連携を図り、障害児への支援や、保護者への支援体制の充実を図った。I C F 情報把握・共有システムを使った発達普及事業による保護者や支援者向け研修で、一貫した支援の土台となる考え方（環境調整支援）の共通理解を深めた。	引き続き、障害児相談支援事業や児童発達支援ネットワーク事業等を始めとした障害児の関係機関の連携や相談支援体制の充実を図る。
			こども課	○	保健センター等における乳幼児健康診査や福祉課ののんのん教室、にじの学園、各保育園等と連携を図り、障害児やグレーゾーンの児童等及びその支援者に対する支援の実施を図った。	引き続き、保健センターや福祉課、にじの学園、各保育園等及び障害児通所支援事業所等と連携を図り、地域での生活等支援体制の充実を図る。
			健康課	○	乳幼児健康診査の実施および健診後の電話、訪問等による相談や教室を実施。必要に応じて福祉課、こども課等と連携を図り、支援の実施を図った。	引き続き、乳幼児健康診査、健診後の相談や教室の実施および関係機関との連携し、支援の充実を図る。
			学校教育課	○	保健センター等における乳幼児健康診査やにじの学園、各こども園等と連携を図り、障害児やグレーゾーンの児童等及びその支援者に対する支援の実施を図った。	引き続き、保健センターやにじの学園、各こども園等及び障害児通所支援事業所等と連携を図り、学校や地域での生活等支援体制の充実を図る。

障害者計画記載内容			関係課	令和5年度の状況		今後の方針
				評価	具体的な状況	
2-1-3	障害児通所支援事業等の実施	障害児相談支援事業等の実施により、適切な障害児通所支援事業の利用を推進します。	福祉課	○	障害児支援利用計画等を精査し適切なサービス提供を確認するとともに、障害児通所支援事業所への制度に関する問い合わせ対応や実地指導を行った。 また、相談支援事業所情報交換会や個別のケース会議などの機会を用いて、地域課題の把握と体制整備を実施した。	引き続き、適切なサービス提供がなされるよう個別ケースを通じた対応を行う他、事業所への実施指導等を行い、サービス利用体制の充実を図る。 また、基幹相談支援センター等関係機関との連携を図り、相談対応の充実を図る。
2-1-4	医療的ケア児、重症心身障害児への支援体制の確保・充実	医療的ケア児や重症心身障害児のニーズを把握し、総合的な支援体制の構築及び関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。	福祉課	○	こども部会にて、医療的ケア児や重症心身障害児の関係者において地域の実情に応じた検討を行っている。 また、市内の基幹相談支援事業所に医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケア児やその家族の相談支援体制を整えている。	こども部会や近隣市との連絡会において地域の諸課題の検討を進める。
2-1-5	児童発達支援センターの確保・充実	児童発達支援センター開設の支援を軸に、児童発達支援センターが障害の重度化や重複化に対応できるよう、障害児通所支援事業や関係機関等との連携を強化します。	福祉課	○	児童発達支援センターの設置については、国の指針が示す中核的な支援機能を有する体制は整備済。象徴的な施設としては未整備であるが、事業の実施状況を見極め、必要性を鑑み検討していく。	引き続き、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的な障害児通所支援の充実を図る。
2-1-6	保護者支援の充実	各機関における専門的な相談対応だけでなく、障害児の保護者によるピアサポーターの活動支援やペアレント・プログラム等を実施し、障害児の保護者に対する相談等支援の充実を図ります。	福祉課	○	障害児の保護者支援として、「ほっとまんま」によるピアサポーターの活動を実施した。子育てに困り感を持つ保護者に対し、ペアレントプログラムを実施した。障害児の保護者に対し、環境調整支援についての研修会を実施した。	引き続き、こども部会等において、支援者団体の活動促進に資する方策の検討を進める。

障害者計画記載内容				関係課	令和5年度の状況		今後の方針
					評価	具体的な状況	
2-1-7	障害児を取り巻く環境課題の検討	地域自立支援協議会のこども部会で、障害児支援に対する情報共有や協議を行います。	福祉課	○	こども部会にて、障害児支援の関係者において地域の実情に応じた検討を行っている。令和5年度は全体会、医療的ケア児者検討会、児童通所支援事業所検討会を実施した。	こども部会において地域の諸課題の検討を進める。	
			学校教育課	○	こども部会にて、障害児支援の関係者において地域の実情に応じた検討を行っている。医療的ケア児者検討会に参加し情報共有や協議を行った。	こども部会において地域の諸課題の検討を進める。	

障害者計画記載内容			関係課	令和5年度の状況		今後の方針
				評価	具体的な状況	
2-2 特別支援教育の推進						
2-2-1	共生教育の実施	通級指導教室の実施や、教育環境における合理的配慮の推進等により、障害の有無に関わらず、共に学習できる環境を整備します。	福祉課	○	碧南市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を定め、教育環境における合理的配慮の推進を図った。	引き続き、適切な配慮のある環境づくりに努める。
			学校教育課	○	通級指導教室の周知を図り、理解を促した。また、特別支援学級児童生徒が通常学級で授業を行う交流を、個々の実情に応じて計画、実施し、共に学ぶ環境の整備を進めた。	引き続き、適切な配慮のある環境づくりに努める。また、通級指導教室について、全中学校での開設を進めていく。
2-2-2	個別の指導計画等の作成	障害のある児童・生徒の個々の状況に応じた教育指導や支援を行うため、本人や保護者の意向を考慮した個別の教育計画、支援計画の充実を図ります。	福祉課	○	障害児相談支援事業や児童発達支援ネットワーク事業等の実施により適切な障害児通所支援の利用を推進し、また各学校に対しサービス利用者の情報の共有を図り、地域の学校等における障害児への支援や、保護者への相談体制の充実を図った。	引き続き、障害児相談支援事業や児童発達支援ネットワーク事業等を始めとした障害児の関係機関の連携や相談支援体制の充実を図る。
			学校教育課	○	放課後等デイサービス事業所と児童担任が児童の様子を情報交換している。	今後も、情報交換を密にし、保護者との相談を充実させながら、本人や保護者の意向が個別の教育計画、支援計画に反映されるようにしていく。

障害者計画記載内容			関係課	令和5年度の状況		今後の方針
				評価	具体的な状況	
2-2-3	教育・福祉の連携体制の構築	福祉事業所等と教育現場が連携し、障害児通所支援利用児童の情報共有や個別ケースの検討などを行います。またICF情報把握・共有システムを活用し、家庭・教育・福祉の連携を図ります。	福祉課	○	障害児相談支援事業やICF情報把握・共有システムを使った発達支援普及事業等の実施により適切な障害児通所支援の利用を推進し、また各学校に対しサービス利用者の情報の共有を図り、地域の学校等における障害児への支援や、保護者への相談体制の充実を図った。	引き続き、障害児相談支援事業やICF情報把握・共有システムを使った発達支援普及事業等を始めとした障害児の関係機関の連携や相談支援体制の充実を図る。
			こども課	○	保健センター等における乳幼児健康診査や福祉課ののんのん教室、にじの学園、各保育園等と連携を図り、障害児やグレーゾーンの児童等及びその支援者に対する支援の実施を図った。	引き続き、保健センターや福祉課、にじの学園、各保育園等及び障害児通所支援事業所等と連携を図り、地域での生活等支援体制の充実を図る。
			学校教育課	○	障害児相談支援事業や児童発達支援ネットワーク事業等の実施により適切な障害児通所支援の利用を推進し、地域の学校生活の適応への支援を図るとともに、障害児通所支援の利用対象児の一覧の共有や、個別ケースの検討など、福祉事業所等と教育現場との連携の充実を図った。	引き続き、障害児相談支援事業や児童発達支援ネットワーク事業等を始めとした障害児の関係機関の連携を図る。

障害者計画記載内容		関係課	令和5年度の状況		今後の方針	
			評価	具体的な状況		
2-2-4	就学・教育相談の充実	障害のある児童・生徒の保護者が適切に教育相談等を受けられるよう、福祉課、こども課、学校教育課等が連携し相談支援体制の充実を図ります。	福祉課	○	障害児相談支援事業や児童発達支援ネットワーク事業等の実施により適切な障害児通所支援の利用を推進した。また各学校に対しサービス利用者の情報の共有を図り、地域の学校等における障害児への支援や、保護者への相談体制の充実を図った。	引き続き、障害児相談支援事業や児童発達支援ネットワーク事業等を始めとした障害児の関係機関の連携や相談支援体制の充実を図る。
			こども課	○	学校教育課と各保育園等の関係機関との情報共有をしつつ、適宜情報発信や相談を受け付け、相談体制の充実を図った。	引き続き、情報発信や相談を受け付け、相談支援体制の充実を図る。
			学校教育課	○	市の臨床心理相談員によるコンサルテーション事業の実施や、校内支援委員会を開催するとともに、各校コーディネーターを通して、保護者への相談体制を充実させている。また、市内教育支援委員会を開催し、各種機関や、幼保、小学校、中学校の連携を図り、より適切な支援を推進した。	今後も、保護者はじめ各種機関、学校との連携を図り、児童に最適な支援を図っていく。

障害者計画記載内容		関係課	令和5年度の状況		今後の方針	
			評価	具体的な状況		
2-2-5	特別支援教育を担う人材の確保・育成	教員に向けた障害理解のための研修等の実施や、特別支援教育コーディネーター等の配置などにより、障害の特性にあった教育の実現を図ります。	福祉課	○	児童発達支援ネットワーク研修において、各支援機関の役割や気になる子どもの特徴とその支援、特別なニーズのある子どもへの支援と支援体制づくりのポイントなどについて研修を実施し人材の育成を図った。特別支援教育推進委員会等において、各学校における放課後等デイサービス利用者の情報の共有等を図り、地域の学校等における障害児への支援の充実を図った。	引き続き、障害児の関係機関の連携による支援体制の充実を図る。
			学校教育課	○	特別支援教育推進委員会を開催し、そこで各学校のコーディネーターが各校の取組を報告し、大学教授はじめ専門機関からご意見をいただき研鑽を積んでいる。また、特別支援に関わる教員やアシスタントを中心に、発達支援係研修に参加し、障害の特性や適切な支援について学びを深めている。	

障害者計画記載内容		関係課	令和5年度の状況		今後の方針	
			評価	具体的な状況		
3-1 障害等の早期発見及び医療体制の充実						
3-1-1	各種健診や相談の実施	疾病の早期発見・早期対応のため、健診、がん検診等の受診を促進し、結果に応じた相談支援を行います。	福祉課	○	医療機関や保健所とのケース会議等で連携を図るほか、保健センター等における各種健康診査事業、各学校やこども園等と連携を図り、障害者やその支援者の状況把握、制度案内等相談対応を行った。	引き続き、医療機関や保健所、保健センター、各学校やこども園等と連携を図り、相談支援体制の充実を図る。
			健康課	○	医療機関からの情報提供により、病院退院後早期に相談支援を実施。また、乳幼児に対する健康診査および健診事後の相談、教室を実施。保健センターで実施する乳幼児健康診査未受診者に対し、訪問等による受診勧奨および状況把握を実施。また、乳幼児健康診査時、必要に応じ精密検査受診の勧めを実施。必要に応じて福祉課、こども課の相談事業等の紹介など連携を図り実施。	引き続き、病院退院後の早期の相談支援、乳幼児に対する健康診査及び健診後の相談、教室を実施していく。また、必要に応じて福祉課、こども課等と連携を図っていく。

障害者計画記載内容			関係課	令和5年度の状況		今後の方針
				評価	具体的な状況	
3-1-2	保健・医療機関との連携	障害や病状に応じた適切な相談体制・支援体制を構築するため、保健所や医療機関等と福祉関係者との連携を図ります。	福祉課	○	医療機関や保健所とのケース会議等で連携を図るほか、保健センター等における各種健康診査事業、各学校やこども園等と連携を図り、障害者やその支援者に対する支援の実施を図った。	引き続き、医療機関や保健所、保健センター、各学校やこども園等及び障害福祉サービス事業所等と連携を図り、地域での生活等支援体制の充実を図る。
			健康課	○	医療機関等から病院退院に向けてのケース会議等で連携を図るほか、医療機関からの情報提供により病院退院後早期に相談支援を実施。保健センターで実施する乳幼児健康診査時、必要者に対し精密検査受診の勧めを行う。また、必要に応じて福祉課、こども課の相談事業等の紹介など連携を図っている。	引き続き、医療機関、関係機関、福祉課、こども課等と連携を図り、相談支援の充実を図る。
3-1-3	歯科診療の充実	歯科治療を受けにくい環境にある人が安心して治療を受けられるよう、障害者歯科診療所での診療を行います。また、障害福祉事業所で適切な歯科検診が受診できるよう支援をします。	福祉課	○	左記事業により、歯科疾患の早期発見と歯科衛生に関する啓発を行い、障害者の健康に寄与している。	引き続き、行政機関、医療機関等の関係機関との連携を図り、適正な事業実施に努める。
			健康課	○	障害者歯科診療所での診療を行っている。	障害者歯科診療所での診療を行っていく。
3-1-4	手当・医療費助成等による医療提供の推進	自立支援医療の給付事業や障害者医療費助成事業等の経済的負担軽減事業を実施し、障害者への医療提供を促進します。	福祉課	○	自立支援医療の給付事業や障害者医療費助成事業の連携に配慮した事業実施に努めた。	引き続き、行政機関、医療機関等の関係機関との連携を図り、適正な事業実施に努める。
			国保年金課	○	自立支援医療の給付事業や障害者医療費助成事業の連携に配慮した事業実施に努めた。	引き続き、行政機関、医療機関等の関係機関との連携を図り、適正な事業実施に努める。

障害者計画記載内容			関係課	令和5年度の状況		今後の方針
				評価	具体的な状況	
3-2 精神保健福祉施策の推進						
3-2-1	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神科病棟がある医療機関やグループホーム等が地域移行に関する作業部会を組織し、地域課題の検討を行い、普及啓発、相談支援体制整備、当事者団体を通じた支援等を行います。	福祉課	○	地域生活支援部会にて、精神科の医療機関やグループホーム等の障害福祉サービス事業者により、事例検討などを通して地域課題の検討に努めた。	引き続き、地域生活支援部会において地域の諸課題の検討を進める。
3-2-2	長期入院者等の地域生活への移行支援	地域相談支援事業等の活用により、医療機関からの退院支援を行います。	福祉課	○	地域生活支援部会における検討を進める他、基幹相談支援センターを中心として、地域移行、地域定着支援事業等の活用のある入院中の方の支援や支援方針の検討を行った。	引き続き、地域生活支援部会において地域の諸課題の検討を進める他、個別のケースの退院促進を支援する。
3-2-3	居場所づくりの支援	心身障害者福祉センターにおいて、精神障害者等の居場所支援事業を実施します。	福祉課	○	精神障害者の居場所支援事業である「ころころ」を実施し、地域での生活を支える支援の充実を図った。	引き続き、「ころころ」を実施し、ボランティアスタッフ等協議しながら様々なプログラムを提供する。
3-2-4	当事者活動、家族会活動等の推進	精神障害に対する多様な相談体制の充実のため、精神障害の当事者による相談支援や、精神障害者の家族による相談活動などの推進を図ります。	福祉課	○	碧南高浜地域活動支援センターを支援し、あおみセンターによる家族懇談会をあいくるにて開催した。	引き続き、地域活動支援センターと連携を図り当事者参画に対する支援を図るほか、ピアサポーターによる当事者相談の推進の検討を進める。

障害者計画記載内容		関係課	令和5年度の状況		今後の方針	
			評価	具体的な状況		
4-1 活動の推進						
4-1-1	スポーツ活動の支援	スポーツ団体等と連携し、パラスポーツや障害者と共々楽しめるスポーツの普及・啓発を図ります。	福祉課	○	障害者の参加しやすい教室等を行うための、へきなん福祉センターあいくるや心身障害者福祉センターの施設利用を進めた。	引き続き、公共施設の利用促進を図る。
			スポーツ課	○	市内の小中学校区ごとの碧南市スポーツ推進委員会を中心に、ニュースポーツを中心とした地域住民のスポーツ活動の支援を図った。 また碧南市レクリエーション協会等の支援・協力により、競技としてのパラスポーツ及び障害者と共々楽しめるパラスポーツの機会増加を図るため、ポッチャの大会を開催した。 そしてスポーツ施設の改修時には、障害の有無等に関わりなく利用できるようにバリアフリー化や、男女・年齢等も問わないユニバーサルデザインについて検討を進めた。	小学校区単位のスポーツ振興はスポーツ推進委員会を中心に推進を図り、競技としてのパラスポーツの普及については各種団体と協力体制を強化しながら推進すると共に、施設の改修時にユニバーサルデザイン化の検討を進める。 また障害者が参加できるスポーツ大会等については、近隣市などと情報交換を行い、広域圏での共同実施を視野に入れ調査・研究を行う。
4-1-2	文化芸術活動の支援	障害者の文化芸術活動の促進のため、教室の開催及び情報提供などを行います。	福祉課	○	心身障害者福祉センターにおいて、スポーツレクリエーションや芸術文化の振興につながる各種教室や講座等を実施し、参加者の心身のリハビリ及び趣味を広げ、障害者の社会参加と交流の場の拡大を図った。	引き続き、心身障害者福祉センターにおける各種教室等事業の充実を図る。
			生涯学習課	○	見やすい文字や写真、イラストを使い理解しやすい案内周知を心掛けている。	障害のある人が様々な学習機会が得られるように、配慮した支援事業に努める。

障害者計画記載内容		関係課	令和5年度の状況		今後の方針	
			評価	具体的な状況		
4-1-3	講座等の実施	心身障害者福祉センターにおいて、スポーツレクリエーションや文化芸術の振興につながる各種教室や講座等を実施します。	福祉課	○	心身障害者福祉センターにおいて、スポーツレクリエーションや芸術文化の振興につながる各種教室や講座等を実施し、参加者の心身のリハビリ及び趣味を広げ、障害者の社会参加と交流の場の拡大を図った。	引き続き、心身障害者福祉センターにおける各種教室等事業の充実を図る。
	指導者・ボランティアの確保・育成	スポーツや文化芸術活動への参加を支援する指導者や講師、ボランティア等の確保・育成を図ります。	生涯学習課	○	ヘキサポスタッフ、おやじの会、子ども会など多くの関係団体がボランティア活動を実施している。	引き続き、指導者・ボランティアの育成支援を図る。
4-1-4			スポーツ課	○	スポーツの技術や競争心を高める活動、継続的にスポーツ・レクリエーションを楽しめる場創り、コロナ禍で中止になっていたイベントを再開し、各団体との連携を図った。またパラスポーツとして人気の高いポッチャの指導者講習会を碧南市レクリエーション協会を中心に開催した。	引き続き、各種団体と連携強化を図る。

障害者計画記載内容			関係課	令和5年度の状況		今後の方針
				評価	具体的な状況	
4-2 環境の充実						
4-2-1	施設のバリアフリー化	障害の有無等に関わりなくスポーツ施設や文化施設を利用できるよう、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化を進めます。	建築課	○	公共施設の改修などにあわせて、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化に配慮した整備を進めている。	引き続き、改修などにあわせて、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化を推進する。
			生涯学習課	○	多くの施設でスロープやバリアフリースイッチ等が設置されている。	引き続き、改修などにあわせて、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化を推進する。
			スポーツ課	○	各スポーツ施設は老朽化が進んでいるため、必要に応じて修繕を図っている。	引き続き利用者の方に快適に利用してもらえよう努める。
4-2-2	文化芸術活動等に関する情報提供	文化芸術・スポーツ・社会学習・レクリエーション等に関する情報について、どのような人でも受け取ることができるよう多様な媒体を通じて発信します。	福祉課	○	碧南市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を定め、誰にとっても情報入手が容易となるよう、市ホームページや広報へきなんにおける合理的配慮の推進を図った。	引き続き、適切な配慮のある情報発信に努める。
			生涯学習課	○	見やすい文字や写真、イラストを使い理解しやすい案内周知を心掛けている。	引き続き、適切な配慮のある情報発信に努める。
			スポーツ課	○	各種大会、イベントを開催する際、広報、ホームページ、チラシ等でPRを図った。	引き続き分かりやすい情報発信に努める。

障害者計画記載内容			関係課	令和5年度の状況		今後の方針
				評価	具体的な状況	
4-2-3	講座等への参加の支援	障害者が文化芸術等の講座に参加できるよう、募集や参加方法の配慮、手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行います。	福祉課	○	手話通訳者等の設置事業や派遣事業を行い、コミュニケーションの支援を行うとともに、社会福祉協議会への委託事業や、高浜市との共同開催による委託事業として、手話通訳者の育成のための研修講座を実施した。	引き続き、コミュニケーション支援事業を行うとともに、合理的配慮に関する啓発を図る。
			生涯学習課	○	申込に電子申請を導入するなど負担軽減を進めている。	今後とも配慮をした事業実施に努める。
4-2-4	図書館の利便性の向上	対面朗読や録音図書、インターネットを利用したサピエ図書館等、障害の特性に応じた資料提供を行い、読書活動の支援を行います。	市民図書館	○	対面朗読サービスや録音図書等の郵送貸出サービスを実施している。サピエ図書館（国内の各点字図書館等が所蔵している録音図書・点字図書の検索、及び、データのダウンロードができるデータベース）に加入しているので、多くの資料を提供できる体制が整っている。	これらのサービスを必要とする方に利用していただけるように、PR方法の工夫を考えながら引き続き実施していく。

障害者計画記載内容		関係課	令和5年度の状況		今後の方針	
			評価	具体的な状況		
5-1 就労機会の拡大						
5-1-1	企業での障害者雇用の促進	企業での障害者雇用を促進するため、障害者を雇用している事業所への見学会やセミナーの実施、ハローワークと連携した雇用の機会の確保等を進めます。	福祉課	○	事業所部会と共同して事業所説明会を開催した。またハローワークと連携し、市内企業へ障害者雇用促進に向けた発信を行った。	引き続き、作業部会での検討や関係機関との連携対応を進め、雇用促進及び就業定着の支援方策の充実を図る。
			商工課	○	愛知県における障害者雇用率向上のための発出文書を、ハローワークと共同で作成している。また、障害者雇用における市内企業の雇用促進・啓発のための事業を行っている。	合同企業説明会などの事業で市内企業の雇用機会拡大を継続して行う中で、障害者における雇用拡大も並行して行っていく。
5-1-2	就労支援サービス事業所の充実	一般企業等での就労が困難な障害者に、就労機会の提供や就労へつながる訓練が効果的に提供されるために、就労移行支援及び就労継続支援事業所に対し、作業内容の充実、自主製品の販売拡充等の工賃の向上に向けた方策の検討や、相談支援事業等による適切なサービスの提供の促進を図ります。	福祉課	○	就労支援部会において、就労系の障害福祉サービス事業所の専門性の向上や工賃向上等に活かせる取り組み、事業所情報の整理や発信について検討を進めるとともに、個別の適切なサービス提供がなされるよう障害福祉サービス等利用計画の精査に努めた。	引き続き、就労支援部会により就労系事業所の諸課題の検討を図るとともに、適切なサービス提供がなされるよう個別ケースを通した対応を行う。
5-1-3	就労に向けた相談等支援の実施	障害者就労相談支援事業や就労定着支援事業所、障害者就業・生活支援センター等との連携により、障害者や障害者を雇用する企業等に対し、就労促進や、就労後の就労継続に関する相談支援等を行います。	福祉課	○	障害者就労相談支援事業の実施や障害者就労・生活支援センター等との連携、就労定着支援事業を利用した支援の充実を図り、障害者の就労に関する相談体制の整備及び充実を図った。	引き続き、就労相談支援事業所等関係機関との連携を図り、就労支援事業の提供体制及び相談支援体制の充実を図る。
			商工課	○	ハローワークやサポートステーションが行うセミナーや事業について、周知や準備に関する支援を行っている。また、商工会議所が主となり運営している労働基準協会に対して支援している。	引き続き、他機関と連携しながら就業支援方策の充実を図る。

障害者計画記載内容			関係課	令和5年度の状況		今後の方針
				評価	具体的な状況	
5-2 多様な就労環境の整備						
5-2-1	市役所での障害者雇用の促進	障害の特性や障害者個々に適した職場環境の整備を進め、行政職員としての雇用を促進します。	福祉課	○	碧南市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を定め、職場環境における合理的配慮の推進を図った。	引き続き、適切な配慮のある環境づくりに努める。
			秘書情報課	○	行政職員として順次雇用を行い、障害者の社会参加の促進を図った。	
5-2-2	農福連携の推進	障害者の農業分野での活躍を支援し、就労や生きがいがいづくりにつなげるとともに、農業分野の担い手不足の解消を図ります。	福祉課	○	市内で農業関係の作業提供を行う障害福祉サービス事業所の状況の把握に努め、事業所に対して県が主催するイベントや研修の情報提供を行った。また、西三河地域農福連携ネットワーク会議に参加し、近隣市の状況を共有した。	引き続き、市内の農福関係の実情把握に努める他、広域的な推進体制のあり方について、検討を進める。
			農業水産課	△	令和4年から愛知県により西三河地域農福連携推進協議会が立ち上げられ、碧南市としても参加している。また、市内の農業法人が福祉事業所を来年度立ち上げる予定で、障害者の就労機会の増加に繋がることが期待されている。ただ、他の農家による農福連携については農家側が要望する仕事の成果・レベルに至らないケースがあり、依然として課題が残る状況である。	

障害者計画記載内容			関係課	令和5年度の状況		今後の方針
				評価	具体的な状況	
5-2-3	多様な就業機会の確保	テレワーク等の柔軟な働き方や自営・起業等、障害者の多様な働き方を支援するため、障害者就労相談支援事業や、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等との連携を図ります。	福祉課	○	就労支援部会において、就労系障害福祉サービス事業所やハローワーク、障害者就業・生活支援センター等関係機関等の関係者を委員として、障害者の多様な就業機会の促進に向けた検討を行っている。	引き続き、就労支援部会での検討等を進め、就業支援方策の充実を図る。
			商工課	○	ハローワークやサポートステーションが行うセミナーや事業について、周知や準備に関する支援を行っている。また、商工会議所が主となり運営している労働基準協会に対して支援している。	引き続き、他機関と連携しながら就業支援方策の充実を図る。
5-2-4	物品購入の促進	碧南市障害者就労施設等からの物品等の調達方針に基づき、障害者の就労支援施設等からの調達を推進します。	福祉課	○	碧南市障害者就労施設等からの物品等の調達方針を定め、毎年調達状況の取りまとめと報告を行い、障害者の就労支援施設等からの調達の推進を図った。	引き続き、庁内における優先調達の推進を図る。

障害者計画記載内容			関係課	令和5年度の状況		今後の方針
				評価	具体的な状況	
6-1 ひとにやさしいまちづくり						
6-1-1	公共施設等のバリアフリー化の推進	公共施設や公園等を誰もが利用しやすいものとするため、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化を推進します。	建築課	○	公共施設の改修などにあわせて、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化に配慮した整備を進めている。	引き続き、改修などにあわせて、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化を推進する。
			都市計画課	○	碧南駅周辺地区についてユニバーサルデザインに配慮した施設整備を進めた。	都市計画マスタープランに基づき環境整備を図る。
6-1-2	道路改良の推進	障害者が安全に移動できるよう、歩道の設置等の道路の改良を進めます。	都市計画課	○	碧南駅西駅前広場についてユニバーサルデザインに配慮した歩道整備を促進した。	都市計画マスタープランに基づき環境整備を図る。
6-1-3	公共交通機関の利便性の向上	くるくるバスなどの巡回バスや駅周辺の環境整備をはじめ、公共交通機関の利便性の向上を図ります。	商工課	○	無料の福祉バスとして、市に見合った経費で巡回バスとして空白地もなく運行を継続できている。	碧南市地域公共交通計画に基づき碧南市内の交通状況に合わせて、利用促進や環境整備を図る。
			都市計画課	○	碧南駅周辺地区の整備を実施。 北新川駅周辺地区の検討業務をR4に実施し継続検討中	引き続き碧南駅周辺地区の整備を進め、他駅周辺地区の整備も検討する。
6-1-4	移動に対する支援の実施	福祉タクシー料金の助成や車いす及び車いす専用車の貸出等により、障害者の外出や移動を支援します。	福祉課	○	日常生活に必要な移動に課題を持っている障害者に対し支援として、介助者との外出を行う移動支援事業を給付を実施する他、福祉有償運送事業や福祉タクシー料金助成事業を行った。	引き続き、障害者の移動の課題の把握に努めるとともに、外出支援につながる事業実施を行う。

障害者計画記載内容			関係課	令和5年度の状況		今後の方針
				評価	具体的な状況	
6-2 住環境の整備						
6-2-1	グループホームの整備	事業所開設の補助事業の実施やニーズの把握、地域住民への理解促進等により、日中サービス支援共同生活援助等の提供を行うグループホームの整備を進めます。	福祉課	○	障害福祉サービス事業所の開設に資する各種補助事業の活用を推進を行う。また、福祉資源に対する課題の現状把握を図った。	引き続き、障害福祉事業の提供状況の把握に努め、提供体制の拡充を図る。
6-2-2	住宅改善への支援	住宅改修事業や移動・移乗支援用具などの日常生活用具の給付事業などにより、住宅改善を支援します。	福祉課	○	身体障害者の居宅をバリアフリー化等とする日常生活用具給付事業にて住宅改修事業や移動・移乗支援用具を実施している。	引き続き、日常生活用具給付事業の給付を行うとともに、制度周知に努める。
6-2-3	住宅の確保・整備	市営住宅への優先入居や家賃の減免などにより、障害者を含む住宅確保要配慮者への住宅の確保を図ります。	建築課	○	市営住宅で高齢者向け、障害者向け住宅を整備し、優先入居及び家賃の減免を実施している。民間賃貸住宅の活用は、建築課ホームページからセーフティネット住宅の検索サイトに移動できるようにしている。	引き続き市営住宅は必要な住戸を供給し、民間賃貸住宅の活用はセーフティネット住宅制度の周知に努める。

障害者計画記載内容			関係課	令和5年度の状況		今後の方針
				評価	具体的な状況	
7-1 地域の防災対策の充実						
7-1-1	避難行動要支援者台帳の整備と活用促進	避難行動要支援者台帳への登録を促進し、登録者の同意のもと民生委員児童委員協議会、自主防災会、地域包括支援センター、消防署及び警察署等と情報共有を図り、災害時支援の充実を図ります。	福祉課	○	避難行動要支援者名簿について、月次で名簿状況の確認を行い、最新の状態で保たれている。また、名簿情報提供同意者の情報提供を支援者へ行っている。	引き続き、支援者との連携を図り、災害時支援の充実を図る。
			高齢介護課	○	避難行動要支援者台帳の整備に加え、個別避難計画の作成が努力義務化され、優先度の高い避難行動要支援者から順次、計画の作成を行っている。避難行動要支援者の情報提供については、民生委員児童委員協議会、自主防災会、地域包括支援センター、消防署及び警察署等へ情報提供を行った。	避難行動要支援者に対して、名簿及び個別避難計画を作成し、災害時における安否確認や避難支援等へ活用を図っていく。
			防災課	○	災害時要支援者台帳制度について、自主防災会に説明し、制度の周知と訓練を通して要配慮者の把握に努めるように依頼した。	引き続き、自主防災会へ災害時要支援者台帳制度の周知と要配慮者の把握に努めるよう促していく。
7-1-2	当事者参加の防災訓練の実施	市総合防災訓練に障害当事者等の参加を働きかけ、感染症などの二次被害防止を踏まえた避難所体験やヘルプカードを活用した訓練により、障害者の防災対策を促進します。	福祉課	○	災害時支援部会を通じた防災訓練参加への働きかけにより訓練が実施されている。	引き続き、支援者との連携を図り、障害者の防災対策の促進を図る。
			防災課	○	総合防災訓練では、昨年度同様に訓練・体験ブース等を設置し、参加者が自由に回る形式で実施した。昨年度以上の参加者があり、内容についてもより実践的なものになるよう見直した。	引き続き、災害時支援部会等において、関係機関における体制整備や地域課題の検討を進める。

障害者計画記載内容		関係課	令和5年度の状況		今後の方針	
			評価	具体的な状況		
7-2 防災・防犯体制の強化						
7-2-1	避難所の福祉的整備	障害福祉事業所等を福祉避難所に指定し、施設担当者と備蓄品等の検討を行うとともに、その他の避難所においても、障害特性に応じた支援や合理的配慮を推進します。	福祉課	○	担当者会議を実施し、協定福祉避難所の運営について施設担当者との協議及び備品の確認等を行っている。また市職員による避難所開設訓練を行っている。	引き続き、福祉避難所提供事業所との連携を図り、避難所の福祉的整備を図る。
			高齢介護課	○	福祉避難所となる高齢者施設や庁内関係課と連携し、必要物品の配備を随時検討している。	引き続き、福祉避難所指定事業所と庁内関係各課等との連携を図り、福祉避難所の運用に関する検討を進める。
			防災課	○	社会福祉協議会及び庁内関係各課と連携し、社会福祉協議会主催の市民講座にて、福祉避難所についての講座を行い、関係団体及び市民に対し周知啓発を行った。	引き続き、福祉避難所指定事業所と庁内関係各課等との連携を図り、福祉避難所の運用に関する検討を進める。
7-2-2	災害時に向けた福祉事業所等の体制整備	災害時の円滑かつ迅速な支援を実施するため、災害被害想定を踏まえた要配慮者利用施設の安全対策や、災害時における地域の事業所間の連携体制を整備します。	福祉課	○	事業所部会において、障害福祉サービス事業所関係者が顔を合わせることで、災害時の安否確認や情報伝達が行いやすい関係を築いた。	市内の障害福祉サービス事業所に災害時の対応や連携方法についての協力を仰ぎ、情報伝達体制の確認に努める。
			防災課	○	要配慮者利用施設における津波災害を想定した避難確保計画策定を依頼し、策定支援を実施した。	引き続き、避難確保計画策定の依頼と支援を実施する。

障害者計画記載内容			関係課	令和5年度の状況		今後の方針
				評価	具体的な状況	
7-2-3	緊急時の情報提供体制の整備	ケーブルテレビ、防災行政無線、メール配信サービス等を用いて、災害時の障害者等への情報伝達体制の整備を図ります。	福祉課	○	事業所部会において、障害福祉サービス事業所関係者が顔を合わせるにより、災害時の安否確認や情報伝達が行いやすい関係を築いた。	市内の障害福祉サービス事業所に災害時の対応や連携方法についての協力を仰ぎ、情報伝達体制の確認に努める。
			防災課	○	防災行政無線、防災メール等を継続的に利用するとともに、携帯電話を持っていない人向けのサービスを開始した。	引き続き、防災行政無線、防災メール等を運用するとともに、LINE等新たな情報伝達、収集手段について検討する。
7-2-4	防犯体制の充実	防犯意識の高揚を図るため、広報啓発活動を強化し、防犯教育を充実するとともに、地域の防犯パトロール活動の充実を図ります。また、障害福祉施設の安全体制の確保を図ります。	福祉課	○	市内を6地区に分け、「地域の出来事を自分事に」をスローガンに「地域福祉推進会議（地域住民が話し合う場）」を開催し、継続的に話し合いを重ねている。令和5年度は、各地区ごとで様々な事業活動を行うために話し合いを行った。	継続実施し、日頃の地域住民の交流や地域住民同士の見守りなどにつながるための仕掛けについて検討を進める。
			地域協働課	○	地区の自主防犯パトロール団体を中心に徒歩や青色回転灯装備車両を使用したパトロールを行っている。またパトロール団体を対象に研修会等を開催している。	警察と連携して研修会等を開催し、犯罪の傾向や対策を広く知らせる機会を設け、引き続き目に見えやすい形でのパトロール活動を促進する。

障害者計画記載内容			関係課	令和5年度の状況		今後の方針
				評価	具体的な状況	
8-1 障害理解の促進と差別解消の推進						
8-1-1	福祉教育の推進	小中学校や高校で、福祉実践教室やボランティア体験教室を実施し、児童・生徒の障害理解の促進を図ります。	福祉課	○	福祉実践教室の開催による、障害理解の促進のための福祉教育に関する社会福祉協議会等地域の団体の事業の推進の支援を行う。	引き続き、福祉実践教室等による地域での障害理解促進活動の支援を図る。
			学校教育課	○	福祉課、こども課、教育委員会等と連携を図り、相談支援体制充実を図った。 小中学校に対し、福祉実践教室を開催した。また、状況を見ながら福祉施設へのボランティアを呼びかけ、参加者が昨年より少しずつ増えている。	状況を見ながら、今後も引き続き福祉実践教室等による地域での障害理解促進活動の支援を図る。
8-1-2	交流教育・保育の推進	特別支援学級と通常学級や、特別支援学校と居住地校の児童・生徒が、障害の有無に関わらず、交流できる機会の拡充を図ります。	学校教育課	○	特別支援学級と他校の特別支援学級、通常学級の児童生徒がタブレットを活用してビデオレターを交換したり、ZOOMでクリスマス会を行うなど交流を図っている。また、市内そくばい会は本年度も中止になったが、校内そくばい会において、中学校区内で作品をやりとりして販売したり、合同で行ったりして交流を深めている。	これからも、できることで交流を図るよう、各校の取組を紹介し、交流を促進していく。
8-1-3	地域における障害理解の促進	社会福祉法人通所者福利厚生支援補助事業や地域福祉推進会議等により、障害を含めた福祉に対する意識啓発や、障害の有無に関わらない交流の促進を図ります。	福祉課	○	市内を6地区に分けて開催している地域福祉推進会議にて、地域住民の相互支援のある環境づくりについて検討重ねるとともに、社会福祉法人通所者福利厚生支援補助事業を実施し、障害福祉事業所の通所者の地域での交流の機会の拡充を図った。	引き続き、地域住民の相互支援のある環境づくりについての検討を進めるとともに、障害者の地域交流機会に対する支援を図る。

障害者計画記載内容			関係課	令和5年度の状況		今後の方針
				評価	具体的な状況	
8-1-4	差別解消、障害理解の促進に関する広報・啓発	碧南市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に基づき、市の広報やホームページを通じて、障害者への差別解消や合理的配慮の提供、障害者週間、ヘルプマークなどについての周知を図ります。	福祉課	○	障害者週間などの時機に、定期的に市の広報やホームページにおいて、碧南市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に基づく障害者差別解消や合理的配慮の提供、障害者週間やヘルプマークなどの制度について周知を図った。	引き続き、啓発事業や関係機関における体制整備を進める。
	当事者団体、ボランティア、NPO団体等の活動支援	市民活動団体やボランティア団体への活動支援や団体間の交流等を支援します。	福祉課	○	地域福祉推進会議を実施し、地域の福祉に関する団体の活動の活性化や団体間の交流により、地域住民の相互支援のある環境づくりを図った。	地域福祉推進会議を実施し地域での環境整備を図る。
8-1-5			地域協働課	○	碧南市市民活動センターを設置し、各種講座の開催などによるボランティアの支援を進めている。	碧南市市民活動センターを通じてボランティアを支援する。

障害者計画記載内容		関係課	令和5年度の状況		今後の方針	
			評価	具体的な状況		
8-2 虐待防止・権利擁護の推進						
8-2-1	権利擁護に関する意識啓発	成年後見制度や虐待防止、意思決定支援等をテーマにした講習会等を実施し、市民の権利擁護に関する意識啓発を図ります。	福祉課	○	碧南市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を定めることや、碧南市虐待防止センターの周知を図り、障害者の権利擁護の充実を図るほか、基幹相談支援センターにより障害福祉サービス事業所向けの虐待防止研修を行った。	基幹相談支援センターを中心に虐待防止など権利擁護のための啓発等対策事業の実施を推進する。
			高齢介護課	○	介護支援専門員等支援関係者に対して高齢者の権利擁護、虐待防止対応の研修会を開催した。	引き続き、研修会を開催する。
8-2-2	権利擁護に関する支援体制の充実	障害者の虐待防止・権利擁護を図り、関係機関と連携した支援体制及び総合相談体制の充実を図ります。	福祉課	○	碧南市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を定めることや、碧南市虐待防止センターの周知を図り、障害者の権利擁護の充実を図るほか、基幹相談支援センターにより障害福祉サービス事業所へ虐待対応状況のアセスメントを依頼し、市内の虐待防止体制の充実に努めた。 また、高齢者虐待や児童虐待等の他分野における対応も必要なケースへの連携した対応体制に努めた。	基幹相談支援センターを中心に虐待防止など権利擁護のための啓発等対策事業の実施を推進する。
			こども課	○	碧南市要保護児童対策協議会により、定期的に各関係機関と情報共有を図りつつ、市内の児童虐待防止体制の充実に努めた。 年に1度、児童虐待防止を目的とした研修会を開催し、市民や関係機関に啓発活動を実施。	引き続き、関係機関と連携をしつつ、児童虐待防止等権利擁護のための啓発等対策事業を推進する。
			高齢介護課	○	介護支援専門員等支援関係者に対して高齢者の権利擁護、虐待防止対応の研修会を開催した。	引き続き、研修会を開催する。

障害者計画記載内容		関係課	令和5年度の状況		今後の方針	
			評価	具体的な状況		
8-2-3	成年後見制度等の利用促進	意思決定支援が必要な障害者の権利を擁護するため、成年後見制度や日常生活自立支援事業の適切な利用を支援します。	福祉課	○	碧南市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を定めることや、碧南市虐待防止センターの周知を図り、障害者の権利擁護の充実を図るほか、基幹相談支援センターにより障害福祉サービス事業所向けの虐待防止研修を行った。 また、高齢者虐待や児童虐待等の他分野における対応も必要なケースへの連携した対応体制に努めた。	基幹相談支援センターを中心に虐待防止など権利擁護のための啓発等対策事業の実施を推進する。
			高齢介護課	○	成年後見支援センターと連携し、市長申し立てや後見費用助成など制度の利用支援を行っている。	

意見募集（パブリックコメント）結果の公表

以下の内容で意見を募集しました。

意見募集案件	へきなん障害者ハーモニープラン（第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画）（案）
募集期間	令和5年12月15日（金）から令和6年1月15日（月）まで
担当課	福祉こども部福祉課

1 意見募集結果の概要

パブリックコメントの実施（へきなん障害者ハーモニープラン（第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画）（案））に関して意見を募集したところ、ご意見はございませんでした。

2 意見募集時の趣旨

碧南市が進める障害者施策の基本的な方向を定め、取組み方針を明らかにする計画として、令和6年度から令和8年度までを期間とする第7期障害福祉計画並びに第3期障害児福祉計画の策定を進めています。このたび、この計画案がまとまりましたので、皆さんに公表し、意見募集を行いました。

3 その他

今後の国の動向等により、変更が生ずる可能性があることをご了承願います。

議題（3）各作業部会の取組状況について

1 事業所部会

(1) 構成メンバー

障害福祉サービス事業所、地域活動支援センター及び相談支援事業所

(2) 令和5年度検討事項

ア 課題

地域生活支援拠点の「体験の機会・場」の機能評価結果が最も低い。

イ 目標

地域生活支援拠点の機能評価の継続及び機能の充実のための検討を実施。

(3) 今年度のこれまでの取組内容

ア 6月12日（月）、9月25日（月）、11月20日（月）に部会を開催し、次の内容を検討。

(ア) 地域生活支援拠点における「体験の機会・場」の充実について検討し、第1回では、支援者が利用者に「体験の機会・場」の情報を届けるため、宿泊体験ができる建物の見学やリーフレットの作成をする方針とした。

第2回では、宿泊体験ができる建物の設備を写真で共有し、利用対象者について検討。まずは自立度の高い人を利用対象とする方針とし、周知のためのリーフレットの素案について確認、検討をした。

第3回では、リーフレットの最終案を確認。また、各事業所のモニタリングなど定期的な機会を活用し、継続的な周知ができるようにする方針とした。

(イ) 障害福祉サービス事業所説明会を7月8日（土）に開催し、将来の進路選択の参考となるよう努めた。また、開催結果を第2回の部会で共有し、来年度の企画に反映する方針とした。

(ウ) サービス管理責任者研修に関するファシリテーターの体制について検討し、来年度以降、市内の事業所が協力し、対応できるファシリテーターを増やす方針とした。

イ 地域生活支援拠点における専門的人材の確保・養成のため、次の取組みを実施。

(ア) 7月11日（火）に「自分の取説、支援に活かそう！」と題して、経験年数の少ない職員を対象に自己覚知のための研修を実施。

(イ) 10月16日(月)に「親切な虐待していませんか?」と題して、権利擁護・虐待防止セミナーを開催。各事業所における虐待防止のための研修として活用できるよう実施。

(ウ) 12月19日(火)「碧南の社会資源を知るといいぞう」と題して、自立支援協議会の機能や役割、市内の他事業所について知り、また他事業所の職員とのネットワークづくりの機会として実施。

ウ 地域生活支援拠点の機能評価を市内の障害児者福祉サービス事業所より実施。

(4) 来年度の取組内容、目標

ア 地域生活支援拠点の機能評価を継続し、機能の充実のための検討を実施。

イ 人材育成のため地域のニーズに応じた研修を実施。

ウ 事業所情報を必要とする保護者等に伝える企画を実施。

2 就労支援部会

(1) 構成メンバー

障害当事者団体代表、ハローワーク、地域活動支援センター、特別支援学校、保護者、商工会議所、障害者就業・生活支援センター、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所及び市(学校教育課及び商工課)

(2) 令和5年度検討事項

ア 課題

(ア) 地元企業を中心に障害者雇用の理解促進が必要。

(イ) 就労系事業所の専門性の向上や工賃向上などが必要。

(ウ) 学生から社会人になり、進路のミスマッチのような状態が生じることもある。

(エ) 支援を必要とする就労希望者と支援者とのマッチングを図る機会が限定的。

イ 目標

(ア) 地元企業を中心に障害者雇用の理解促進。

(イ) 就労系事業所の専門性の向上や工賃向上などに活かせる取組の検討。

(ウ) 進路選択の参考となる機会を設ける。

(エ) 支援を必要とする就労希望者へ情報を届ける。

(3) 今年度のこれまでの取組内容

ア 将来の進路や生活の参考となるよう、障害福祉サービス事業所説明会を7月8日

(土)に開催。

イ 11月17日(金)に就労支援部会を開催。ハローワークより障害者就労に関して情報共有。また、グループワークにて「企業とつながる」をテーマに検討。来年度以降の取組について検討。

(4) 来年度の取組内容、目標

ア 障害者雇用の理解促進を目的として、企業向けの企画開催について検討。

イ 事業所間の連携を図りながら、工賃向上に向けて情報共有や検討。

ウ 就職希望者への情報周知や作業体験の場などについて検討。

3 こども部会

(1) 構成メンバー

保護者、ほっとまんまピアサポーター、特別支援学校、児童通所サービス事業所、子育て支援センター、訪問看護ステーション、保健所、相談支援事業所及び市(こども課、学校教育課及び健康課)

(2) 令和5年度検討事項

ア 課題

(ア) 医療的ケア児者の他、課題別に継続した検討が必要

(イ) 保護者や各支援機関との連携、情報共有の充実

(ウ) サポートブック普及のため継続的な啓発活動が必要

イ 目標

(ア) ライフステージをつなぐ一貫した支援、連携の充実

(イ) 医療的ケア児者等課題別の検討会を実施

(ウ) 保護者支援として、ほっとまんまによるピアサポートの実施や茶話会を開催

(エ) サポートブック普及啓発活動の継続

(3) 今年度のこれまでの取組内容

ア 情報共有のため、5月29日(月)にこども部会に関係する支援機関等の全員を含めた会議を開催し、関係者の顔合わせと前年度の検討内容の報告、当年度の予定などを確認した。

イ 10月18日(水)に児童通所支援事業所検討会を開催。新たに参加された事業所の支援内容や特色等を共有。事業所より提出された、本人支援で困難なケースに

ついて事例検討を行い、支援方法等を共有。

ウ 2月5日(月)に医療的ケア児者検討会を開催し、就学時の課題について検討。市内の小中学校に通う医療的ケア児は、保護者のサポートや養護教諭の見守り等で自己にて医療的ケアを行える児童が通学しているが、医療的ケアを行える支援者が配置されていないため、特に低年齢の児童は保護者のサポートが必要となり、保護者の就労の妨げになっていることを確認。

また、学校では養護教諭やスクールアシスタントの協力が必要だが、専門職ではないため不安や負担が大きいこと、専門職である看護師配置の課題を確認した。

関係機関の更なる連携の必要性も確認したため、今回は対応方法について検討を予定。

エ 保護者支援

「ほっとまんま・カフェ」と「ほっとまんま相談コーナー(あおぞらひろば)」を月1回開催(ほっとまんまカフェは8月除く、ほっとまんま相談コーナーは5月、8月、1月を除く)。

今年度は、ほっとまんま・カフェにより多くの人に参加できるよう、6月、11月の土曜日に開催。

ほっとまんま茶話会を2月13日(火)に開催。

ピアサポーターによる出張相談を9月12日(火)、14日(木)ににじの学園で実施。

オ ぷちサポートブックについては、1月19日(金)ににじの学園で説明会を開催。

サポートシートについては、4月に小中学校の特別支援教育コーディネーター担当者会及び公私立主任会で活用について周知した。

(4) 来年度の取組内容、目標

ア 引き続きライフステージをつなぐ一貫した支援、連携の確立のため、家庭、教育、福祉等の関係機関の更なる連携を促進。

イ 医療的ケア児者検討会等課題別、ステージ別の検討会を開催し、課題の確認と支援について検討。

ウ 保護者支援の更なる充実のため、ほっとまんまによるピアサポートの実施やぷちサポートブック・サポートシートの普及啓発を実施。

エ ふちサポートブックについて、より活用や園等と連携しやすい様、様式を見直す。

就園・就学前児童の保護者にふちサポートブック、サポートシート説明会を開催。
小中学校の特別支援コーディネーター担当者会や園長会などでサポートシート等を周知。

4 障害者災害時支援部会

(1) 構成メンバー

民生委員、障害当事者団体、特別支援学校、福祉避難所指定障害福祉サービス事業所及び市（高齢介護課及び防災課）

(2) 令和5年度検討事項

ア 課題

(ア) 当事者・家族自身が、発災時やその後の避難生活を自分事として考えることが必要。

(イ) 要配慮者について、地域住民への理解促進が必要。

イ 目標

(ア) 防災に関して、当事者・家族が関われる機会が設けられるよう検討。

(イ) 要配慮者について、地域住民への理解促進等について検討。

(3) 今年度のこれまでの取組内容

ア 7月10日（月）に第1回部会を開催。防災に関する当事者・家族が関われる機会について、碧南市総合防災訓練・棚尾自主防災会・みどり会勉強会の情報を共有。

当事者・家族自身が、発災時やその後の避難生活を自分事として考える機会について意見交換。被災時の障害者支援を検討している地域の方たちと協議する場をつくっていけるといい等の意見があり、コアメンバー会議で検討する方針とした。

イ 9月4日（月）にコアメンバー会議を開催。第1回の部会を振り返り、今後予定されている訓練等への参加について検討。医療的ケア児の避難訓練について、他市の取り組みを共有し、碧南市の福祉避難所の現状を確認。地域住民へ要配慮者の理解促進につながる情報を発信する必要性を確認。

ウ 12月19日（火）に第2回部会を開催。情報共有のため、みどり会勉強会の報告、防災課より福祉避難所について説明していただき、碧南市総合防災訓練や棚尾自主防災訓練の様子を共有。また、部会で「ここから取り組んでいけるといいこと」

をテーマにグループワークを実施。

(4) 来年度の取組内容、目標

- ア 部会で防災に関して当事者・家族が関われる機会づくりについて検討。
- イ 地域住民へ障害理解のための発信方法を検討。

5 地域生活支援部会

(1) 構成メンバー

地域活動支援センター、精神科病院、障害者就業・生活支援センター、保健所、障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所

(2) 令和5年度検討事項

ア 課題

- (ア) 地域移行支援、地域定着支援体制の充実が必要
- (イ) 親亡き後の生活や地域移行支援の受け皿となるグループホーム等の社会資源不足
- (ウ) 個別ケースに応じた精神障害者の地域移行支援、地域定着支援の実施

イ 目標

- (ア) 障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するため、地域生活支援部会にて検討
- (イ) 個別ケースに応じた精神障害者の地域移行支援、地域定着支援の実施
- (ウ) あおみJセンターと連携し、家族懇談会をへきなん福祉センターあいくるにて開催
- (エ) ころころの運営を継続

(3) 今年度のこれまでの取組内容

- ア 11月8日(水)に部会を開催。日本福祉大学 青木聖久教授より「地域生活支援の魅力と可能性～36年間の追体験を通して～」として講演を受け、グループにて意見交換。
- イ 個別ケースを通じて、行政機関や医療機関との連携を図り、退院調整や退院後の安定した生活に向けて支援の検討。
- ウ あおみJセンターと連携し、家族懇談会を奇数月の第3木曜日にへきなん福祉センターあいくるにて開催

エ ころころの運営を継続

(4) 来年度の取組内容、目標

ア 障害のある人の暮らしを支える地域支援体制の構築に向けた検討。

イ 行政機関や医療機関と連携を図り、精神障害者の地域移行支援、地域定着支援を推進。

ウ あおみJセンターと連携した家族懇談会の充実。

エ ころころの運営を継続。

令和5年度 碧南市地域生活支援拠点 機能評価シートまとめ（令和5年12月）

*項目評価は「十分」と思われるものを3、「不十分」と思われるものを1として、3段階で評価。

- *1 項目平均における左側の数値は、3段階評価の平均値。
右側の数値は、3段階評価の回答を1=0、2=50、3=100と置き換えた数値の平均値。
- *2 機能別評価における左側の数値は、「*1項目平均」の左側の平均値。
右側の数値は、「*1項目平均」の右側の平均値。

機能	番号	項目	*1項目平均		理由	改善点、改善策など	*2機能別評価	
1 相談	1	障害のある方やその家族等からの相談を受け、相談内容に対し、適切な助言、訪問、聞き取りなどを行っている。	2.5	73	○個々のケースに丁寧な対応がされている ○発達支援など必要な相談先が整っている ×担当者による対応の差を感じる	・相談員の確保 ・相談支援事業所に対して一定の件費の補助 ・事業所が相談を受けた際に、関係機関と情報共有を行う	2.3	63.5
	2	問題が顕在化する前に対応できる取組を行っている。	2.1	54	○把握した情報を共有し、都度対応している ○サービス等利用計画を作成している場合、モニタリングの際に潜在的な課題も話し合い、対応することができている ×問題となる前に対応ができる仕組みがあるのかわからない	・アセスメントやモニタリング時、またリスクの高い事項が発生した際に、関係機関と共有、検討する		
2 緊急時の受け入れ・対応	1	緊急時において24時間365日相談が可能であり、連絡先が明確になっている。	2.3	67	○緊急時の事業所間での連絡先一覧が作成され、明確になっている ×当事者、家族に緊急時連絡先の周知がされていない	・必要とする当事者や家族、または支援者に緊急時連絡先を周知していく	2.2	60.5
	2	緊急時一時保護先としての施設や機関の受け入れの確保など、その後のフォロー体制が十分に取れている。	2.1	54	○市と事業所で緊急保護先が確保されている ×事例が少なく、受け入れやその後フォローができているかの情報が無い ×どのような流れで一時保護になっていくのか、関連する機関がどこなのか明確ではない	・緊急時の受け入れやその後のフォローなどの情報共有ができる場があるといい ・どの事業所でもフォローできるようにマニュアル化され、周知されているといい ・部会で緊急保護案件についての概要を報告する		
3 体験の機会・場	1	宿泊体験を自立生活に向けて利用できる。	1.9	44	○宿泊体験をできる体制が整った ○市が宿泊体験の機会をバックアップしている ×必要の人に十分な周知がされていない	・当事者、家族に分かりやすく周知していく ・事例を積み上げ、検討を重ねていく	2.0	48.7
	2	体験の利用時において、夜間も含めたトラブル等の必要時に訪問・連絡調整のできる体制があり、安心して利用できる。	2.0	48	○トラブル等が発生した際の緊急連絡等、連携できる体制が整備されている ×経験、実績がなく、必要な体制ができていない	・どのようなことが想定されるかのシミュレーションが必要		
	3	買い物、調理、洗濯などの日常生活の体験を自立生活に向けて行うことができる。	2.1	54	○個々の事業所で体験できる機会はあ ×必要な支援を、施設の特徴とあわせて選択できる幅が少ない ×買い物・調理・洗濯などを一元的に体験ができる場所がない	・「できない（やったことがない）」から「できる」になるためのサポートが必要 ・各々の事業所で行われる支援を明確にして周知する		

- * 1 項目平均における左側の数値は、3段階評価の平均値。
右側の数値は、3段階評価の回答を1=0、2=50、3=100と置き換えた数値の平均値。
- * 2 機能別評価における左側の数値は、「* 1 項目平均」の左側の平均値。
右側の数値は、「* 1 項目平均」の右側の平均値。

機能	番号	項目	*1項目平均		理由	改善点、改善策など	*2機能別評価	
4 専門的 人材の確保・養成	1	本人の意思を尊重し、自己決定のために丁寧な説明と理解が得られている。	2.5	73	○自己決定に配慮された対応がされている ×支援者によっては本人よりも保護者の意見に流されてしまうことがある	・意思表出支援や意思形成支援に対する支援者の理解を深める ・利用者にアンケートを行う ・定期的な研修の開催、参加	2.4	69.0
	2	障害者等の重度化・高齢化に対応できる人材を確保・養成するため、専門的な研修等の機会を確保している。	2.3	65	○研修が計画的、継続的に実施されている ○研修参加が増えて意識が高まっている ×重度化・高齢化をテーマにした研修の機会はまだ十分ではない	・高齢分野、障害分野双方共同の研修を行う ・現場の職員が受講しやすい研修形態を検討する		
5 地域の 体制づくり	1	地域自立支援協議会において、地域の課題確認や社会資源の検討などが行われている。	2.5	75	○様々な事例を通して、各事業所が必要なこと、地域資源の活用が話し合われている ○参加メンバーが他機関にわたり、課題確認・検討も様々な視点から行うことができる。 ○各部会ごとに課題の確認や検討が行われている。	・「こんなあるある」を話し合い、他分野の状況を共有し、課題解決に向けた検討を行う ・各事業所の職員に地域課題を意識してもらうように働きかける	2.3	65.3
	2	障害者の権利擁護の視点を大切にしながら、支援できる体制がとれている。	2.5	73	○地域全体に対して障害者の差別解消、虐待防止の権利擁護に対する啓発活動を実施している ×支援者の権利擁護の意識は高まっているが、地域の方は不十分	・資質向上のため、利用者アンケートや研修会を実施する ・地域への啓発活動や当事者を含めた研修会を開催する ・早期相談・解決の重要性を発信する		
	3	教育・医療・就労支援機関等、関係機関と支援関係が確立している。	2.0	48	×高齢・教育・医療分野との連携は不十分 ×病院により、連携の仕方に特徴があり、スムーズな連携が難しい ×関係機関とのつながりがなく、相談先が分からない	・多機関を含めた担当者会議を開催する ・日々の中で顔の見える関係性を構築していく		